

2021年10月15日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）

11月以降における授業等の実施方法及び入構制限について（通知）

政府による緊急事態宣言は9月30日で解除され、東京都における新型コロナウイルスの感染状況も明らかな改善傾向が見られます。また、本学でも新規感染者の報告は少ない状況です。

このような状況を踏まえ、いまだ感染への細心の注意は必要なものの学生の学修機会を確保するため、11月以降における授業等の実施方法及び学生の入構制限について、下記のとおり、新型コロナウイルス対策本部会議において決定しましたのでお伝えいたします。

この11月以降の主な変更点は、授業の実施方法を対面授業で実施することを原則とした上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨することとしたことです。

また、学生の入構制限も解除しました。ただし、学生が大学に通学することとなることから、大学構内での感染防止策の徹底はもとより、来学時・帰宅時における学生の行動についても授業の前後において注意喚起するようお願いいたします。

なお、授業の実施方法等に変更がある場合には、学務システム（LiveCampus）等なるべく早く学生にその旨を周知することを徹底してください。

記

1 11月以降における授業等の実施方法

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則とする。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。

※ **水圏科学フィールド教育研究センター・大学構内以外の施設等での実施**
担当教員が学生の出張等の取決めや当該施設等利用上の取決めなどを踏まえ、対面で実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

※ 対面授業等を実施する場合の要件

デルタ株等の変異株の感染状況を踏まえ、これまで同様に不織布マスクの着用及び換気を徹底するなどの感染防止対策を講じる。特に実験室での実験等については、クラスを分割し少人数で実施するなど、十分な感染防止対策を講じることとする。

※ その他参考

- ① [7月12日以降における授業形態及び入構制限措置の移行について（通知）](#)
- ② 緊急事態宣言等発出期間中における対面授業の実施基準について〔別添〕

2 11月以降における入構制限措置

学生の入構制限は解除するが、入構時に学生証を提示することとする。

3 注意事項

学生の入構制限が解除されるとともに対面授業が多くなり大学構内に学生が戻ってくると、授業もですがそれ以外の機会での感染が心配されます。

対面授業における感染予防措置はこれまでどおり徹底していただくとともに、それ以外の機会もいましばらくの間は控えるよう学生に周知してください。

- 学生の学業以外の不要不急な行動（飲酒を伴う会食，人流の多い場所への立入り等）については厳に慎ませること。
- 学業等の用務を終えた学生は，直ちに退出し帰宅させること。
- 引き続き感染防止対策を徹底することが必要であることを学生に十二分に理解させること。

2021年度11月以降における授業等の実施方法及び入構制限について

2021年度11月以降における授業等の実施方法及び入構制限については、新型コロナウイルスの感染状況が改善傾向にある限り、学生の学修機会を確保する観点から、次のとおり緩和していくこととする。

I 2021年度11月以降における対応案

1 判断方法等

現時点で11月以降の新型コロナウイルスの感染状況を予測し授業等の実施方法及び入構制限を確定することは非常に困難であるが、一方で教育・研究活動等を円滑に実施し学生の学修機会を確保するためには、ある程度の方向性を示す必要がある。

そこで、次の(1)～(3)の状況等を踏まえ、11月以降における授業等の実施方法及び入構制限等について総合的に判断する。

- (1) 首都圏（特に東京都）における政府の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置並びに東京都の緊急事態措置等の発出状況
- (2) 東京都における感染者数及び死者数の推移
- (3) 本学における感染等の状況（感染者、濃厚接触者及び大学基準による自宅待機者の人数等）

2 2021年度11月以降における授業等の実施方法

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則とする。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨する。

※ 水圏科学フィールド教育研究センター・大学構内以外の施設等での実施
担当教員が学生の出張等の取決めや当該施設等利用上の取決めなどを踏まえ判断する。

※ 対面授業等を実施する場合の要件

デルタ株等の変異株の感染状況を踏まえ、これまで同様に不織布マスクの着用及び換気を徹底するなどの感染防止対策を講じる。特に実験室での実験等については、クラスを分割し少人数で実施するなど、十分な感染防止対策を講じることとする。

3 2021年度11月以降における入構制限措置

学生の入構制限は解除するが、入構時に学生証を提示することとする。

II 2021年度4月以降における対応実績

1 2021年度4月以降における授業の実施形態

(1) 前学期当初（4月1日～4月24日）

【対応レベル1】

対面授業で実施することを原則。その上で、遠隔授業での対応が可能なものやむしろ遠隔授業で高い教育効果を見込めるものは、遠隔授業での実施を推奨。

(2) 緊急事態宣言発出時（4月25日～5月11日）

【対応レベル2】

対面授業で実施することを原則としつつ、対面授業を控えて遠隔授業の実施を強く依頼。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可。

(3) 緊急事態宣言延長発出時（5月12日～5月31日）

【対応レベル3】

遠隔授業で実施することを原則。

→ 理事（教育・国際担当）が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可。

(4) 6月1日～6月13日

【対応レベル3】

(5) 6月14日～6月30日（感染状況が悪化していなければ）

【対応レベル2】

(6) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）

【対応レベル1】

(7) 7月12日～8月22日

【対応レベル2】

→ やむを得ないと部局長等が判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

(8) 9月1日～9月30日

【対応レベル2】

→ やむを得ないと部局長等が判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

(9) 10月1日～10月31日

【対応レベル2】

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

ア 講義科目

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 部局長等が真にやむを得ないと判断する場合は、対面授業の実施を可とする。

イ 実験・実習科目

・大学構内（品川・越中島キャンパス内）での実施

極力対面授業を控え、遠隔授業で実施する。

→ 担当教員が10月中に対面授業で実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

・水圏科学フィールド教育研究センター・大学構内以外の施設等での実施

部局長が学生の出張等の取決めや当該施設等利用上の取決めなどを踏まえ、対面での実施する必要があると判断する場合は、対面での実施を可とする。

ウ その他

担当教員が授業等の実施に当たりクラス分け試験が必要だと判断する場合、当該クラス分け試験については、公平・公正を担保する観点から対面での実施を可とする。

※ 上記ア～ウにおいて対面授業等を実施する場合の要件

デルタ株等の変異株の感染状況を踏まえ、従来以上に換気を徹底するなどの感染防止対策を講じる。特に実験室での実験等については、クラスを分割し少人数で実施するなど、十分な感染防止対策を講じることとする。

2 2021年度4月以降における入構制限措置

(1) 前学期当初（4月1日～4月24日）

学生の大学構内への立ち入りは制限しないが、入構時に学生証の提示を求める。

(2) 緊急事態宣言発出時（4月25日～5月11日）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可。

(3) 緊急事態宣言延長発出時（5月12日～5月31日）

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする

(4) 6月1日～6月13日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

(5) 6月14日～6月30日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。ただし、学位論文研究を実施する学部4年生及び大学院学生並びに生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生に限り許可し、入構にあたっては守衛所での申告を必要とする。

(6) 7月1日以降（感染状況が悪化していなければ）

入構制限を解除するが、入構時に学生証の提示を求める

(7) 7月12日～8月22日

対面授業への参加，遠隔授業のための学内施設の利用，学位論文作成のための研究等を行う学生に限り認めるものとし，入構時に学生証の提示を求める。

(8) 8月23日～8月31日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

次の①～③の学生に限り、届出により許可する。①対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生②学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等③生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生

(9) 9月1日～9月30日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

次の①～④の学生に限り、届出により許可する。①対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生②学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等③生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生④前学期等の対面での定期試験の受験のために入構する学生

(10) 10月1日～10月31日

学生の大学構内への立ち入りを禁止する。

ただし、次の①～④の学生に限り、届出により許可する。

- ①対面での授業実施が真にやむを得ないと部局長（学部長、研究科長又は専攻科長）が判断した授業の受講のために入構する学生
- ②学位論文研究を行う学部4年生及び大学院学生等
- ③生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生
- ④前学期等の対面での定期試験の受験のために入構する学生